

○ 不服申立ての処理状況の公表（平成28年度）

平成28年4月1日施行の行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、不服申立ての処理状況公表の努力義務が新設されたことを踏まえ、栃木県（知事、行政委員会及び附属機関）における平成28年度の処理状況を公表するもの。

※行政不服審査法第85条

不服申立て等につき裁決等をする権限を有する行政庁（審査庁）は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

1 新規の不服申立て件数及び処理状況

（単位：件）

不服申立て の件数	処 理 状 況					
	裁 決 等				取下げ	審理中
	却下	棄却	一部認容	全部認容		
26	0	9	1	1	3	12

2 審査庁別の不服申立て件数

審査庁名	件数
知事	6
公安委員会	18
国民健康保険審査会	2
計	26

3 法令別の不服申立て件数

法令名	件数
児童福祉法	1
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	1
生活保護法	2
道路交通法	17
国民健康保険法	2
栃木県情報公開条例	2
栃木県個人情報保護条例	1
計	26

4 処理期間（不服申立てから裁決に至るまでに要した期間）

処理期間	件数	処理期間	件数
3月以内	—	1年3月超から1年6月以内	—
3月超から6月以内	3	1年6月超から1年9月以内	—
6月超から9月以内	3	1年9月超から2年以内	—
9月超から1年以内	5	2年超	—
1年超から1年3月以内	—	計	11